

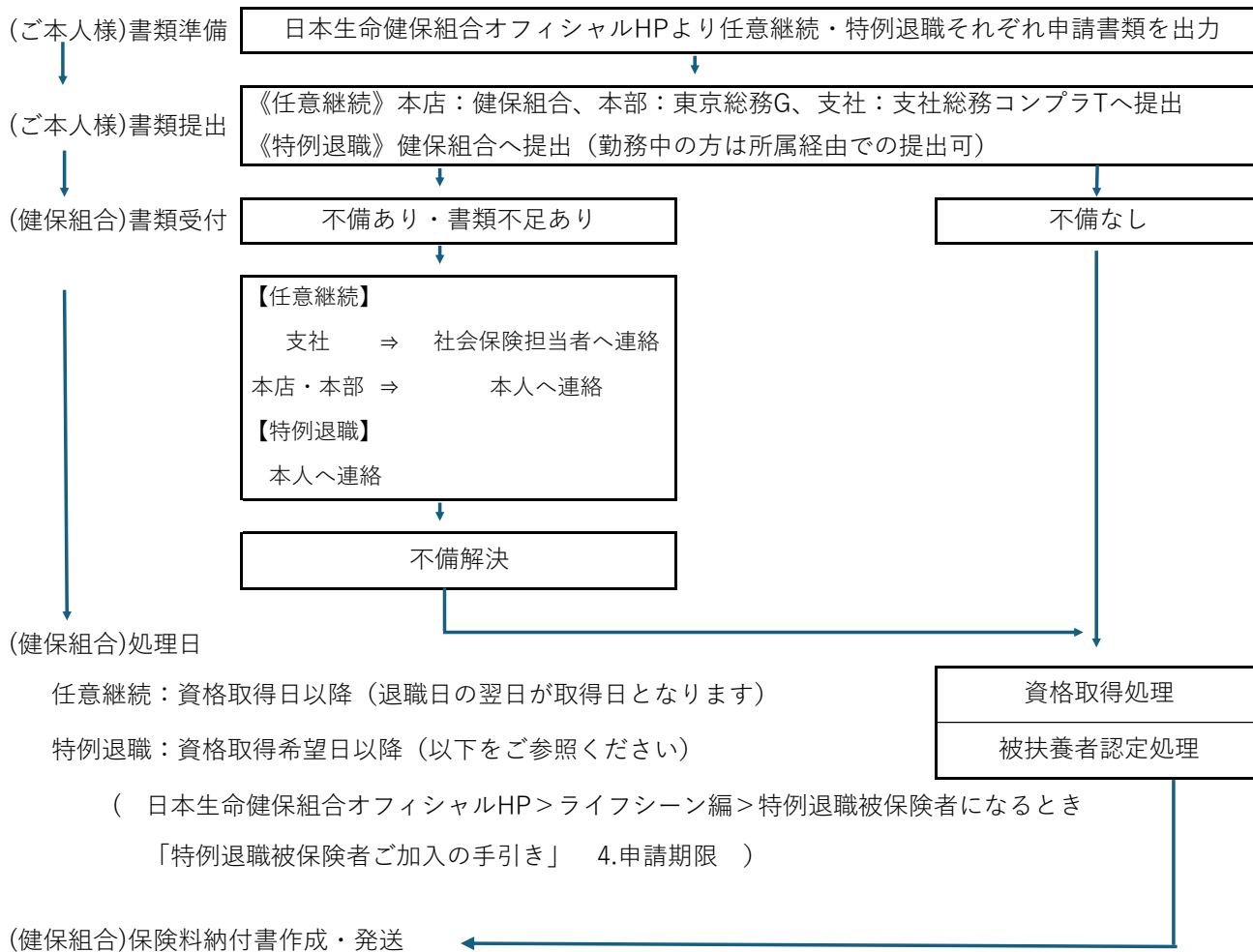
◆ 日本生命を年度末に退職される方へ ◆

退職後は被保険者資格を失い無保険となります。各状況に応じた健康保険にご加入ください。

各保険制度の詳細および手続きは、日本生命健康保険組合オフィシャルHPをご覧ください。

※日本生命健康保険組合オフィシャルHP>こんなとき>ライフシーン編>退職したとき（手続き／解説）

1. 「任意継続・特例退職資格取得届兼被扶養者異動（認定）届」受付後の流れ



2. 任意継続・特例退職資格取得後の医療機関受診について

- マイナ保険証への健康保険反映前（記号（任意継続：5100、特例退職：6100）・番号が更新される前）や「資格確認書」受取前に医療機関を受診する場合、全額自己負担で窓口にてお支払いの上、「【任継・特退】療養費支給申請書(※)」を出力し必要書類とともに健康保険組合に還付申請ください。

※「【任継・特退】療養費支給申請書」：日本生命健保組合オフィシャルHP>申請書ダウンロード>分類No.51

- 詳細は以下に登載しています。

日本生命健保組合オフィシャルHP>ライフシーン編>退職したとき

（任意継続） > 任意継続被保険者になるとき > 確認シート

（特例退職） > 特例退職被保険者になるとき > 特例退職被保険者制度加入の手引き

裏面に資格取得届の資格取得日と健保組合到着タイミング別に送付する納付書に関する一覧表を記載しております。ご確認ください。

(※)不備なし、または不備があった場合は不備が解決していることが必要です。

任意 継続	資格 取得日	「資格取得届」 健保到着日	払方	送付する納付書
	R7/3/25	3/19着まで(※)	月払	R7/3月~R8/3月分
			半年払	R7/3月分、R7/4月~R7/9月分(前納)、 R7/10月~R8/3月分(前納)
			年払	R7/3月分、R7/4月~R8/3月分(前納)
		3/21以降着	月払	R7/3月~R8/3月分
			半年払	R7/3月~R7/9月分(月払)、R7/10月~R8/3月分(前納)
			年払	R7/3月~R8/3月分(月払) (R8/4月分から前納年払開始となります)
	R7/4/1	4/15着まで(※)	月払	R7/4月~R8/3月分
			半年払	R7/4月分、R7/5月~R7/9月分(前納)、 R7/10月~R8/3月分(前納)
			年払	R7/4月分、R7/5月~R8/3月分(前納)
4/16以降着		月払	R7/4月~R8/3月分	
		半年払	R7/4月~R7/9月分(月払)、R7/10月~R8/3月分(前納)	
		年払	R7/4月~R8/3月分(月払) (R8/4月分から前納年払開始となります)	

特例 退職	資格 取得日	「資格取得届」 健保到着日	払方	送付する納付書	引去開始 (引去日)
	R7/3/25	3/19着まで(※)	半年払	R7/3月分、R7/4月~R7/9月分(前納)	R7/10月分~ (R7/9/29)
			年払	R7/3月分、R7/4月~R8/3月分(前納)	R8/4月分 (R8/3/27)
		3/21以降着	半年払	R7/3月~R7/9月分(月払)	R7/10月分~ (R7/9/29)
			年払	R7/3月~R8/3月分(月払)	R8/4月分~ (R8/3/27)
	R7/4/1	4/15着まで(※)	半年払	R7/4月分、R7/5月~R7/9月分(前納)	R7/10月分~ (R7/9/29)
			年払	R7/4月分、R7/5月~R8/3月分(前納)	R8/4月分 (R8/3/27)
		4/16以降着	半年払	R7/4月~R7/9月分(月払)	R7/10月分~ (R7/9/29)
			年払	R7/4月~R8/3月分(月払)	R8/4月分~ (R8/3/27)

- 資格取得月の保険料は当月収納扱いとなるため、保険料の割引はございません。
前納払いの場合、資格取得月の翌月から前納扱いの保険料となり、資格取得月の月末までに翌月以降分の保険料のお支払いが必要です。
- 3/25、4/1とも納付書記載の納付期限までに保険料が当組合にて着金確認ができない場合、初回保険料の場合は資格取得の取消、次回以後保険料の場合は資格喪失となるため、振込日にご注意ください。

《注意》 資格取得日3/25(退職日3/24)の場合、前納(4月以降の保険料)の納付期限は3月末です。
納付書発送は資格取得日以降に普通郵便にて発送となります。3月末までの保険料納付期限
までが大変タイトなスケジュールとなりますのでご注意ください。